

新潟市美術館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第 66 号

新潟市美術館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市美術館条例の一部を改正する条例（令和 6 年新潟市条例第 34 号）の施行期日は、
令和 7 年 8 月 30 日とする。